

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2025年7月15日
【発行者名】	エネクス・インフラ投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 松塚 啓一
【本店の所在の場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング29階
【事務連絡者氏名】	エネクス・アセットマネジメント株式会社 取締役兼財務経理部長 佐藤 貴一
【連絡場所】	東京都千代田区霞が関三丁目2番5号霞が関ビルディング29階
【電話番号】	03-4233-8330
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

エネクス・インフラ投資法人（以下「本投資法人」といいます。）の主要な関係法人の異動が2025年7月15日開催の本投資法人の役員会において決定されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号の規定に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 主要な関係法人の異動

①主要な関係法人となることが決定された法人

名称	みずほ証券株式会社（以下「みずほ証券」といいます。）
資本金の額	125,167百万円
関係業務の概要	本投資法人による自己の投資口の取得に関する事務（取引一任契約に基づく自己投資口の市場買付に関する事務）

(2) 異動の理由及びその年月日

①異動の理由

本投資法人は、2025年7月15日開催の役員会において、取得し得る投資口の総数を10,000口（上限）、投資口の取得価額の総額を500百万円（上限）、取得期間を2025年7月16日から2025年10月31日までとする自己投資口の取得（以下「本自己投資口取得」といいます。）について決議し、併せて、自己の投資口の取得に関わる取引一任勘定取引契約書（継続買付け型）をみずほ証券との間で締結した上で、当該契約書に基づき、同社との間で自己投資口取得に係る個別契約書を締結することにより、上記期間における自己投資口の取得に関する事務を委託することを決定しました。これに伴い、本投資法人の一般事務受託者に異動が生ずることとなったものです。

②異動の年月日

2025年7月15日

なお、本自己投資口取得に係る取得期間の満了日、取得期間中に取得口数の上限若しくは取得価額総額の上限のいずれかに達した日、または取得期間の開始日から取得期間満了日の前日までの期間において、翌日以降の追加的な買付により、取得口数の上限若しくは取得価額総額の上限を超えるおそれがあるとみずほ証券が判断し、同社の判断に基づき本自己投資口の買付けに係る執行を終了した日には、自己投資口取得に係る個別契約は終了し、以後、みずほ証券は一般事務受託者に該当しないことになります。